

食の担い手育成推進業務
企画提案仕様書

1 業務名称

食の担い手育成推進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務の内容

子ども向け料理教室の開催

現在、「函館の食」を求めて観光客が増加する一方で、食の担い手である調理師等の人手が不足している課題がある。この現状の課題を解決するために、若年層（小・中学生）が将来の職業として、料理人や職人が選択の一つとなるよう意識づけることを目的に、地元の「食材」や「食文化」等のテーマを設定し、料理人等を起用した、小学生から中学生を対象とした料理教室を実施すること。

(1) 実施概要

ア テーマ数および実施回数

1 テーマにつき1回以上実施することとし、3つのテーマを設定すること。

イ 実施時期

受託者の任意とするが、実施計画書に具体的な時期を明示すること。

ウ 実施場所

函館市内で開催することとし、会場の手配を行い、会場費を負担すること。

※なお、1テーマあたり10名から15名程度の参加者を想定すること。

(2) 講師の選定

テーマに応じた講師を手配し、謝礼金を負担すること。

※なお、講師には専門的な知見を有する必要があるため、函館・および道南以外から講師を招聘する場合は、それに伴う旅費等も負担すること。

(3) 参加者の募集・集約

事務局を設置し、募集・集約のほか個別の問合せについて対応すること。

また募集に関し、チラシの作成および函館市の食ポータルサイト「おいし

い函館」等と連携するほか、集客が図れる効果的な募集告知を行うこと。

(4) 各種消耗品・食材等の購入

講師と相談のうえ、講座開催に伴う消耗品および使用する食材を手配し、費用を負担すること。

(5) イベント保険の加入

内容に応じた保険に加入すること。

アンケート調査の実施・集計・分析

- 参加者に対し実施後アンケート調査を行い、集計結果を実施報告書に記載すること。
- WEBまたは紙媒体で回答できるようにすること。
- アンケート結果をもとに分析・課題抽出を行い、実績報告書に記載すること。

報告書の提出

上記料理教室の開催において、1回終了する毎に、実施内容、参加人数、アンケート集計結果等を記載し、速やかに実施報告書を提出し、すべての業務終了後、実績報告書を令和8年3月31日（火）までに市長に提出すること。

4 特記事項

- (1) 受託者は、当該事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (2) 当該事業の実施については、函館市の担当者と連絡を取り合い実施し、疑義が生じた場合には協議し決定すること。